



令和元年10月30日

地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について

文部科学省では、新学習指導要領のポイントとなる「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しています。

また、第三期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、2022年度までに「全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されること」、「全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されること」を目指しています。

この度、これまで実施していた「コミュニティ・スクール導入状況調査」の内容に、新たに地域学校協働活動に関する調査を加え、一体的な全国調査を初めて実施しました。その調査結果をとりまとめましたので、公表します。

本調査結果から、特にコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を共に整備している学校の状況が数値的に明らかになったことから、両者の一体的な推進をより一層充実させるための具体的な方策の検討につなげていく予定です。

1 調査内容

- (1) 調査基準日：原則として、令和元年5月1日
- (2) 調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む。）
- (3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（政令市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。
- (4) 主な調査項目：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況、地域学校協働本部の整備状況、地域学校協働活動推進員等の配置状況

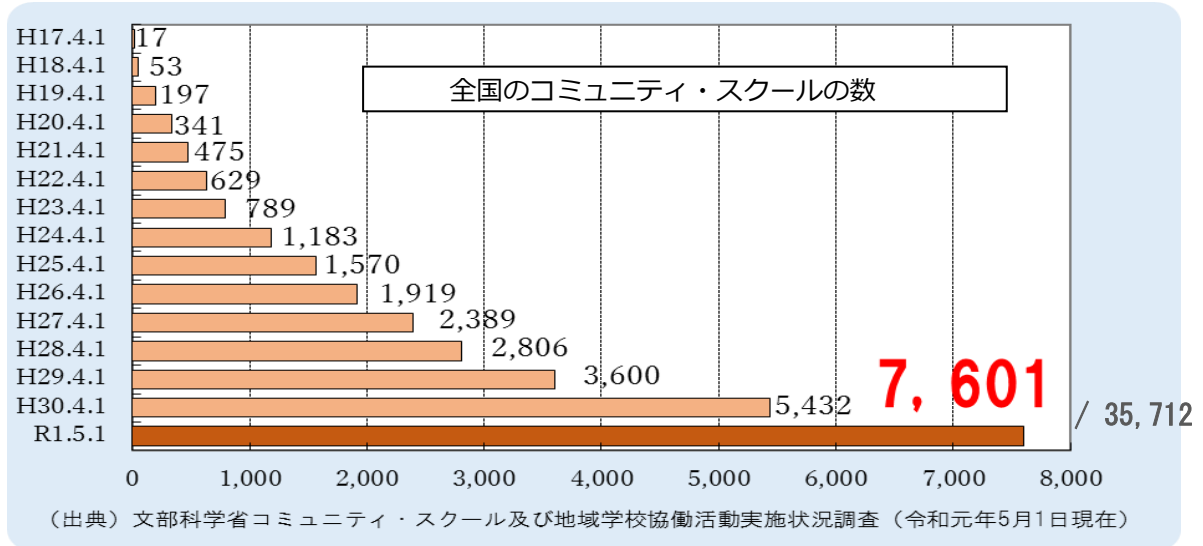
2 調査結果の概要

(1) コミュニティ・スクールの導入状況

① 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数 7,601校 (導入率21.3%)

※ 全国の公立学校とは、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校を指す。

(前年度から2,169校増加 (導入率6.6ポイント増))



※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

② 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数

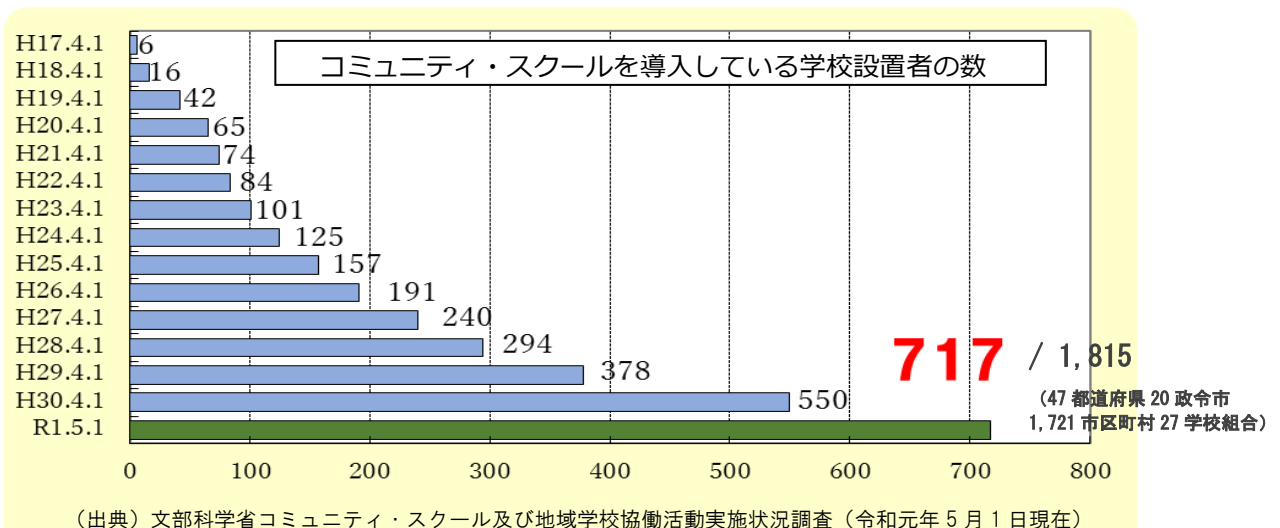
6,767校 (導入率23.7%)

(前年度から1,971校増加 (導入率7.0ポイント増))

③ コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数 695市区町村22道府県

(前年度から163市区町村4道府県増加)

※ 学校設置者には学校組合を含む。



※ 学校設置者の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった数としている。

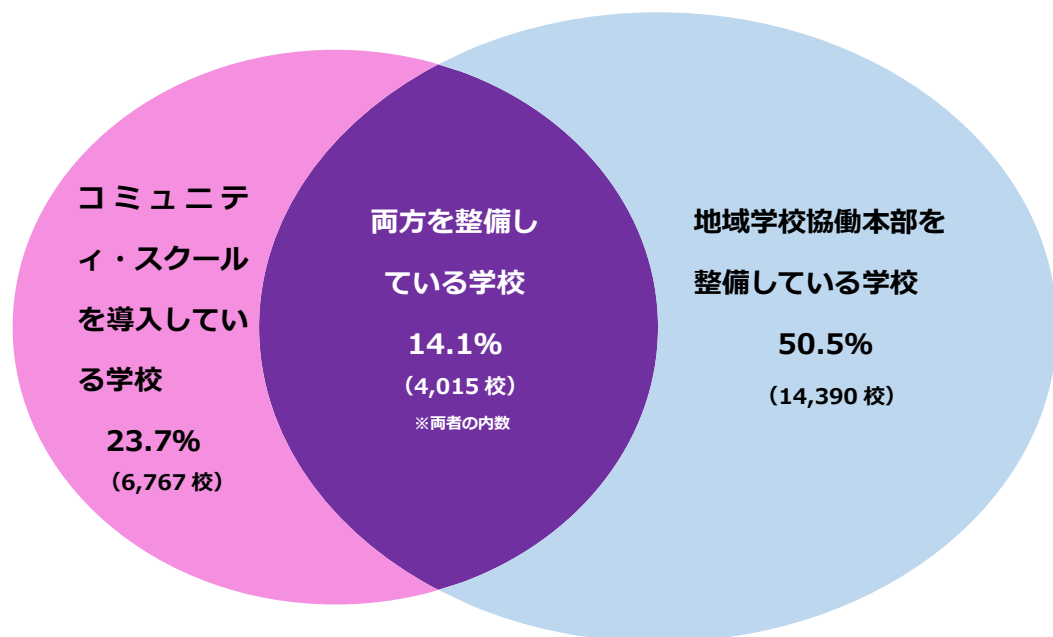
(2) 地域学校協働本部の整備状況

I 全国の地域学校協働本部数 **9,387 本部**

II 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数 **14,390 校 (50.5%)**

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

全国の公立小学校、中学校、義務教育学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をともに整備している学校数 **4,015 校 (14.1%)**



(4) 地域学校協働活動推進員等の配置状況

全国の地域学校協働活動推進員等 **26,613人**

このうち教育委員会が委嘱している地域学校協働活動推進員 **5,175人**

※ 平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱することができるようになった。地域学校協働活動推進員とは、社会教育法第 9 条の 7 において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者のこと。

◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは◇◆

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。（平成16年法制化）

コミュニティ・スクールの主な3つの機能 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

- ・学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。
- ・平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

◆◇地域学校協働本部とは◇◆

- ・地域学校協働活動とは、社会教育法第5条に規定される地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指します。
- ・地域学校協働本部は、多くのより幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。
（1）コーディネート機能 （2）多様な活動 （3）継続的な活動
といった特徴があります。
- ・第三期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。

<担当>

総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室

室 長 岡 （内線3283）

室 長 補 佐 佐藤 （内線2416）

地域学校協働企画係 穂積 （内線2005）

電話：03-5253-4111（代表）